

学校法人神谷学園研究費不正使用防止計画推進室設置要項

(目的)

第1条 学校法人神谷学園（以下「学園」という。）に全学的な観点から、研究費不正使用防止計画を推進するため、研究費不正使用防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 財務を担当する理事
- (2) 総務部部长、財務部部长、財務部部长または課長、人事課課長、教育研究開発センター長の職にある者又は同等の者
- (3) その他、理事長が指名する者 若干人

(室長等)

第3条 室長は、前条第1号の室員をもって充てる。

2 室長補佐は、前条第2号の室員及び同条第3号の室員のうち1人をもって充て室長が指名する。

(業務)

第4条 推進室は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 不正発生要因の把握
 - (2) 具体的な研究費不正使用防止計画の策定及び実施
 - (3) 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
 - (4) 適切なチェック体制の構築及び学内ルールの一貫性についての提言
 - (5) 「学校法人神谷学園における研究に係る行動規範」の浸透を図るための方策の推進
- 2 前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて、学園の教員の意見を聴取するものとする。

(事務)

第5条 推進室の事務は、法人本部総務部総務課及び財務部財務課の協力を得て教育研究開発センター員が行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (1)

1 この要項は、平成25年10月23日から施行する。

附 則 (2)

1 この要項は、令和3年8月1日から施行する。